明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三六～三九、四二）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**四〇）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**四一）　四
○礼文空港の供用休止の件（**国土交通**二〇六）　五
○熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二〇七）　六
○鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二〇八）　六
○中標津空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二〇九）　六
○南紀白浜空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二一〇）　六
○礼文空港の飛行場灯火の供用休止について届出があった件（**同**二一一）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**二一二）　六
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**二一三）　六
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（**同**二一四）　六
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（**同**二一五）　六
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（**同**二一六）　六
○航空交通管制圏における規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（**同**二一七）　六
○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（**同**二一八）　六
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（**同**二一九）　六
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**二二〇）　六
○航空情報を提供する場所を定める告示の一部を改正する件（**同**二二一）　六

〔**官庁報告**〕
国家試験
CBTによる平成二十六年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　六
通訳案内士試験合格者（観光庁）　六

〔**公　告**〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

告示

○財務省告示第三十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年一月八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千七百七十九億八千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千五百二十億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千七百七十九億八千二十五万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千五百二十億円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年一月八日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円